

道路除排雪委託共通仕様書

1. 一般事項

1. 本節は、除雪工として一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工、雪道巡回工、待機補償費、保険費、除雪機械修理工、その他これらに類する工種について定めるものとなる。
2. 除雪工においては、施工計画書への記載内容を、下記のとおりとする。
 - (1) 工事概要
 - (2) 現場組織表（作業要員の構成及び作業命令系統を含む）
 - (3) 情報連絡体制（氏名、職名及び連絡方法）
 - (4) 安全管理
 - (5) 機械配置計画
 - (6) 主要資材
 - (7) 施工方法（主要機械、仮設設備計画、工事用地等含む）
 - (8) 施工管理計画
 - (9) 緊急時の体制及び対策
 - (10) 交通管理
 - (11) 環境対策
 - (12) 現場作業環境の整備
 - (13) その他
3. 請負者は、除雪工において、工事区間の通行規制を行う必要がある場合は、通行規制を行う前に監督職員と協議しなければならない。
4. 除雪区分
除雪区分は、当該路線の日交通量、道路の形状、その他交通確保の必要性を検討して表-1を基準にしている。除雪工を実施する区域の区分については設計図書または監督職員の指示によるものとする。

表-1

区分	日交通量のおよその標準	除雪の目標
第1種	1,000台／日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。異常降雪時においては、降雪後約5日以内に2車線確保をはかる。 (除雪区分 1種 2車線確保)
第2種	500～1,000台／日	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。異常豪雪時には、約10日以内に2車線または1車線の確保をはかる。 (除雪区分 2種 2車線確保)
第3種	500台／日未満	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては一時交通不能になつてもやむを得ない。 (除雪区分 3種 1車線確保)

5. 設計図書に計上される「運転時間」とは「実作業時間」、「除雪区間内の回送時間」、「その他作業待ち等によるエンジン運転時間」の合計とし、始業、終業時の準備運転時間は含まない。
6. 請負者は、除雪工の各作業の開始時期については、監督職員の指示によるものとし、作業終了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。
ただし、雪崩の発生、局地的な降雪等の異常時は、速やかに作業を開始し、遅延なく監督職員に報告しなければならない。
7. 請負者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業の状況を監督職員に報告するものとし、10日毎に設計図書に示す様式により除雪作業日報、その他の作業日報、除雪作業日報報告書、運転記録紙等を監督職員に提出しなければならない。
また、各月の終了後、速やかに設計図書に示す様式により除雪作業月報を監督職員に提出しなければならない。
8. 請負者は、委託期間中は毎日、作業内容及び気象、道路状況について、監督職員に報告しなければならない。
なお、観測及び報告時間、報告方法は設計図書または監督職員の指示によらなければならない。
9. 請負者は、施工区間の道路及び道路付属物等について、業務着手前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故の防止につとめなければならない。
10. 請負者は、除雪機械が故障、事故等により除雪作業が出来ない場合は、速やかに監督職員に連絡し指示を受けなければならない。
11. 請負者は、除雪工の施工については、一般交通、歩行者等の安全に十分注意し、必要な標識の設置並びに円滑な交通処理を行わなければならない。
12. 請負者は、除雪作業工種ごとに写真撮影を行い、写真帳に整理し監督職員に提出しなければならない。

2. 出動基準

出動基準は表－2を標準とするが、実施する時期、箇所、施工方法は監督職員の指示によるものとする。ただし、気象状況、路面状況などから出動が必要な場合は、監督職員の指示により速やかに出動するものとする。

表－2

冬期除雪作業出動基準		
秋田県		
区分	出動基準	備考
作業種	一般除雪工 (新雪除雪)	降雪量10cm以上、あるいは降雪量5cm程度でそれ以上になると予想される場合、または吹きだまりの生ずる恐れのある場合に出動する。 早朝作業は、原則として午前7時までに完了するようとする。
	路面整正工	わだちの発生により通行に支障がある場合又は支障になると予想される場合に出動する。
	拡幅除雪工	路肩への堆雪により、通行に支障がある場合又は支障になると予想される場合に出動する。
	凍結防止剤散布工	路面凍結により通行に支障がある場合又は支障になると予想される場合に出動する。
	運搬排雪工	家屋密集地などで、路肩への堆雪で幅員減少や視距障害などの交通障害が発生した場合又は発生すると予想される場合に出動する。
	歩道除雪工	積雪が10cm以上に達した場合、又は車道除雪された雪が歩道上に堆雪して歩行に障害となる場合に出動するものとする。ただし、早朝には速やかに作業を開始して通学時間までに完了するものとし、監督職員に報告するものとする。

3. 情報連絡員

- 請負者は設計図書または監督職員の指示により情報連絡員を待機させ、気象・道路情報の収集、整理及び主任技術者とともに除雪の出動の要否の指示を行い、監督職員に除雪状況等を毎日報告するものとする。また、情報連絡員は、監督職員と密接に連絡をとり、その指示に従うものとする。
- 情報連絡員は、会社事務所、除雪ステーションまたはそれに準ずる場所で、常に連絡のとれる場所に待機し、待機する場所は書面をもって監督職員に届出しなければならない。また、ブロック内の業者の除雪建設機械運転日報報告書、除雪機械運転日報を取りまとめ、監督職員の指示する日までに提出するものとする。

4. 凍結防止剤散布工

- 請負者は、凍結防止剤の散布については、一般通行車両等へ凍結防止剤が飛び散らないようにしなければならない。
- 請負者は、散布車両により固形式の凍結防止剤を散布した場合、作業終了時にホッパ内に固形剤を残さないようにするものとし、防錆のため水洗い、

乾燥をしなければならない。

3. 請負者は、凍結凍結防止剤の保管等については、道路除雪ハンドブック6-7貯蔵積込みの規定によらなければならない。
4. 凍結防止剤の散布量及び種類は監督職員の指示によるものとし、使用量は空袋による確認とする。

5. 運搬除雪工

請負者は、運搬除雪工における雪捨場所及び雪捨場所の整理等について、現地の状況により設計図書に定められた雪捨場所及び雪捨場所の整理等に支障がある場合は、監督職員と協議しなければならない。

6. 歩道除雪工

請負者は、ハンドガイド式除雪車により施工を行う場合は、歩道除雪機安全対策指針（案）の規定によらなければならない。

7. 安全処理工

1. 雪庇処理、つらら処理、人工雪崩を実施する時期、箇所、施工方法は、監督職員の指示によるものとする。
2. 請負者は、人工雪崩の施工については、新編防雪工学ハンドブック6.1.2人工なだれによる対策の規定によらなければならない。

8. 雪道巡回工

1. 雪道通常巡回は、設計図書に示された工事区間について、除雪工を的確に行い、冬期交通を円滑に確保するため、主として下記事項について情報収集を行うものとする。
 - (1) 路面状況
 - (2) 降雪及び積雪状況
 - (3) 雪崩危険箇所等の状況
 - (4) 雪庇状況
 - (5) 交通状況
 - (6) その他、防雪施設等の状況
2. 雪道通常巡回の実施時期は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。
3. 請負者は、雪道通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生じる恐れがある場合は、速やかに監督職員へ報告し、その処理について指示を受けなければならない。

4. 雪道緊急巡回は、監督職員の指示する実施時期及び箇所について、監督職員の指示する内容の情報収集及び連絡を行うものとする。
5. 雪道通常巡回及び雪道緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した主任技術者または同等以上の者でなければならない。

9. 待機補償費

1. 待機補償費とは設計図書または監督職員の指示により待機させた情報連絡員、巡回車および除雪機械の運転要員等に係わる費用について、除雪機械が不稼働の場合は、待機対象の除雪機械が稼働した場合に対する請負者の損失分を補償するものである。
2. 待機補償における待機の期間及び内容は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。
3. 請負者は、待機対象期間中、情報連絡員を待機させ、待機対象の巡回車及び除雪機械の運転要員等が速やかに出動できる状態にしておかなければならぬ。

10. 自動車損害保険

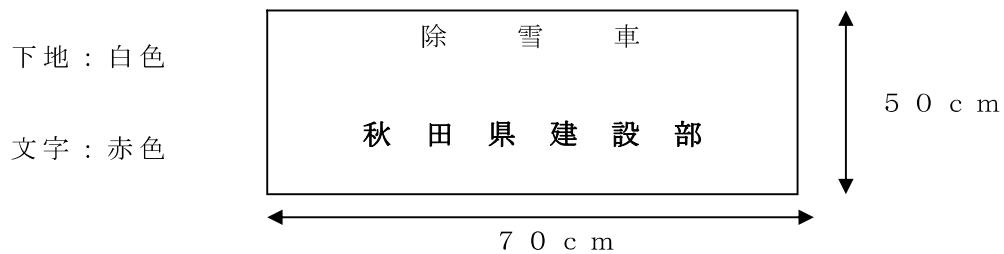
請負者は、除雪機械について設計図書に基づき自動車損害保険に加入するものとし、保険契約関係書類の写しを監督職員に提出しなければならない。

11. 除雪機械修理工

1. 請負者は、除雪機械及び付属品等が、故障、損耗等により正常な作業ができない、またはその恐れがある場合は、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。
2. 除雪機械の修理内容は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。

12. 除雪機械

1. 請負者が持ち込みする除雪機械は、道路運送車両法に基づく登録済のものに限り、あらかじめ監督職員の承認を受けるものとし、車両前後には下記の表示をするものとする。



2. 請負者は、前項の機械のみで交通確保できない場合、またはその機械が故障などにより除雪作業が不能となったときは、監督職員の承認を得たとき限り、新規に除雪機械を使用することができるものとする。ただし、早朝除雪で速やかに作業を継続しなければならない場合には、その使用について作業後に報告するものとする。
3. 前項における代替機械は、当初の機械と同程度以上の機能を有するものとし、設計単価は変更しないものとする。また、やむを得ず当初の機能以下の機械を使用する場合は、監督職員と協議しなければならない。

13. 運転員の承諾

1. 請負者は、契約締結後速やかに除雪機械運転員届（様式一8の2）を作成して主任監督員に提出しなければならない。
2. 前項の届けには、免許証と修了証等の写しを添付しなければならない。
3. 主任監督員は運転員が監督職員等の適切な指示を履行せず、正規の運転員として不適当と判断したときは、運転員の変更を求めることができる。

14. 後片づけ

請負者は、除雪作業により道路付属物を損傷した場合は、監督職員に報告し、速やかに復元しなければならない。

除雪作業日報

平成 年度

平成 年 月 日 ()

契約者名 :

運転員名 :

助手名 :

天候 :

機械名 :

規格 :

委託貸与区分 :

ナンバー :

作業区分 :

路線	区間	距離(km)		時刻(h)		時間(h)		
		区間	走行	開始	終了	総稼働	休止	実稼働
合計								

稼働時間【タコグラフ照合値】(h)							
車道除雪		運搬排雪		歩道除雪		凍結抑制剤散布	

走行距離計の読み(km)						凍結抑制剤(t)			燃料補給量(L)				
出発時		帰着時		走行距離		積込量		散布量		ガソリン		軽油	

作業 理由	該当するもの全てにチェック	点検 修理	
	<input type="checkbox"/> 降雪量10cm以上 <input type="checkbox"/> 降雪量5cm程度でそれ以上になると予想 <input type="checkbox"/> 吹きだまり <input type="checkbox"/> 路面整正 <input type="checkbox"/> 幅員減少 <input type="checkbox"/> 視距障害 <input type="checkbox"/> 路面凍結 <input type="checkbox"/> 路面凍結のおそれ <input type="checkbox"/> 発注者指示 <input type="checkbox"/> その他		
備考			

その他の作業日報

平成 年度

平成 年 月 日 ()

契約者名 :

作業内容	路線	地点	数量	単位	備考

備考	
----	--

除雪作業日報報告書

平成 年 度
平成 年 月 日

契約者 住所 :
商号または名称 :
氏名 :

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日までの実施分について次のとおり報告します。

【区分】 1:車道除雪 2:運搬排雪 3:歩道除雪 4:凍結抑制剤散布 5:その他

機械種類	区分											合計	年度計
待機時間													
凍結抑制剤	積込量	t											
	散布量	t											

除雪作業月報内訳表

平成 年度 平成 年 月分

契約者名 :

【区分】 1:車道除雪 2:運搬排雪 3:歩道除雪 4:凍結抑制剤散布 5:その他

機械種類	区分	稼働時間(h)																											合計		
待機時間																															
凍結抑制剤	積込量	t																													
	散布量	t																													